

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正案の概要（①）

背景

- 1 現行の原子力賠償制度の枠組みは、誰が、どこまで責任を負い、その負担をどのような形で国民に転嫁するのか分かりづらいことから、これを明確化・透明化する必要がある。
- 2 これに当たっては、原子力損害賠償について原子力事業者の有限責任を認めるのが国際的な趨勢であること等を踏まえるものとする。

概要

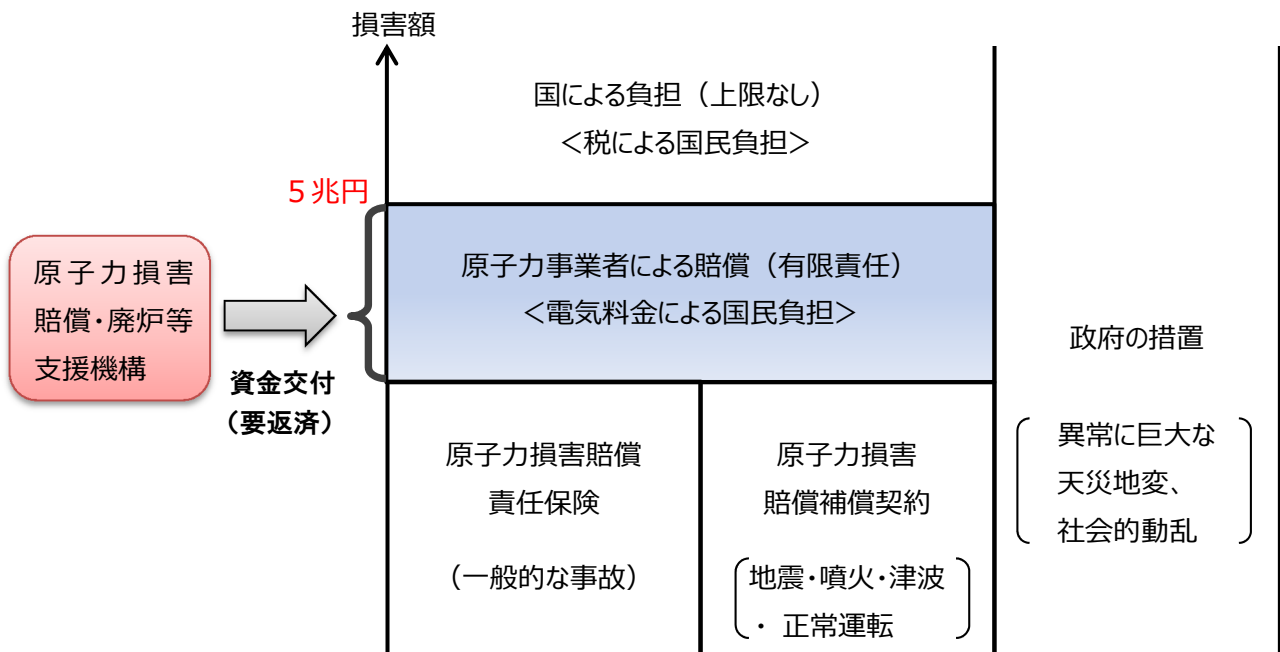
1 原子力事業者の損害賠償の有限責任化と国の負担

国は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、その損害を賠償する責めに任ずべき額が **5兆円** を超えるときは、当該原子力損害を当該原子力事業者が賠償することにより生ずる損失の額のうち当該賠償する責めに任ずべき額から **5兆円** を控除した額に相当する額を負担するものとする。

※諸外国の原子力損害賠償責任額 米：1兆5100億円 英：252億円 仏：119億円
※福島第一原発事故に伴う損害賠償責任見積額 7兆753億円

2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金の交付制度の廃止

国債の交付がされてもなお特別資金援助に係る資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがある場合及び著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、過大な額の負担金を定めることとなる等により、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合における政府の原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金交付制度を廃止すること。



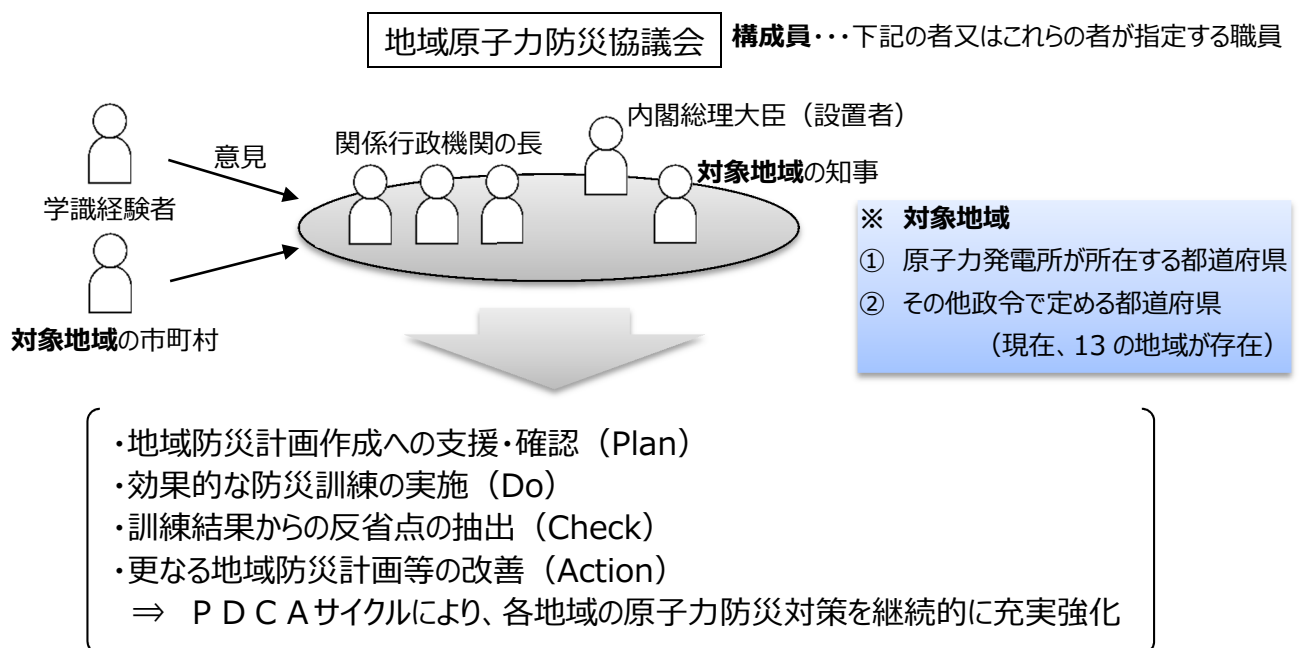
原子力災害対策特別措置法の一部改正案の概要（②）

背景

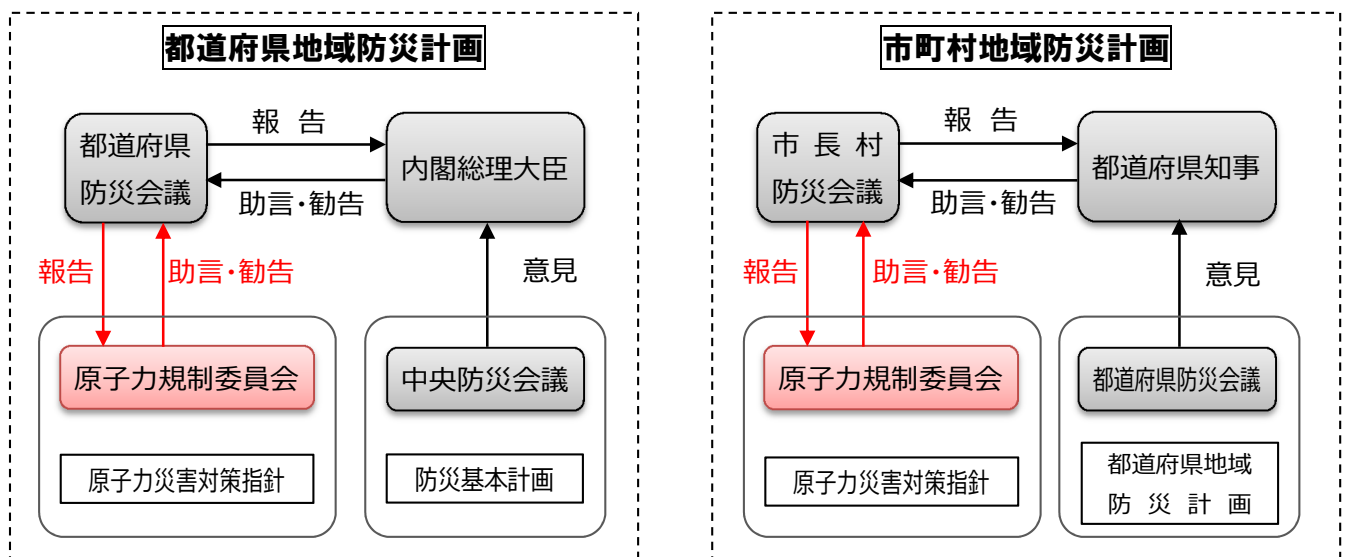
- 1 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む。以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。
- 2 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。

概要

1 地域原子力防災協議会の法定化



2 地域防災計画の作成に当たっての原子力規制委員会の関与 ※赤色部分を追加



発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る指定地方公共団体の同意に関する法律案（仮称）の概要（③）

背景

- 1 原発の周辺自治体は、原子力災害が生じれば直接かつ甚大な被害を受ける危険性があるにもかかわらず、原発稼働に関し、その意思を表明するための法制上の権限が与えられていない。
- 2 そこで、原発稼働に係る周辺自治体の同意を法制度化する必要がある。

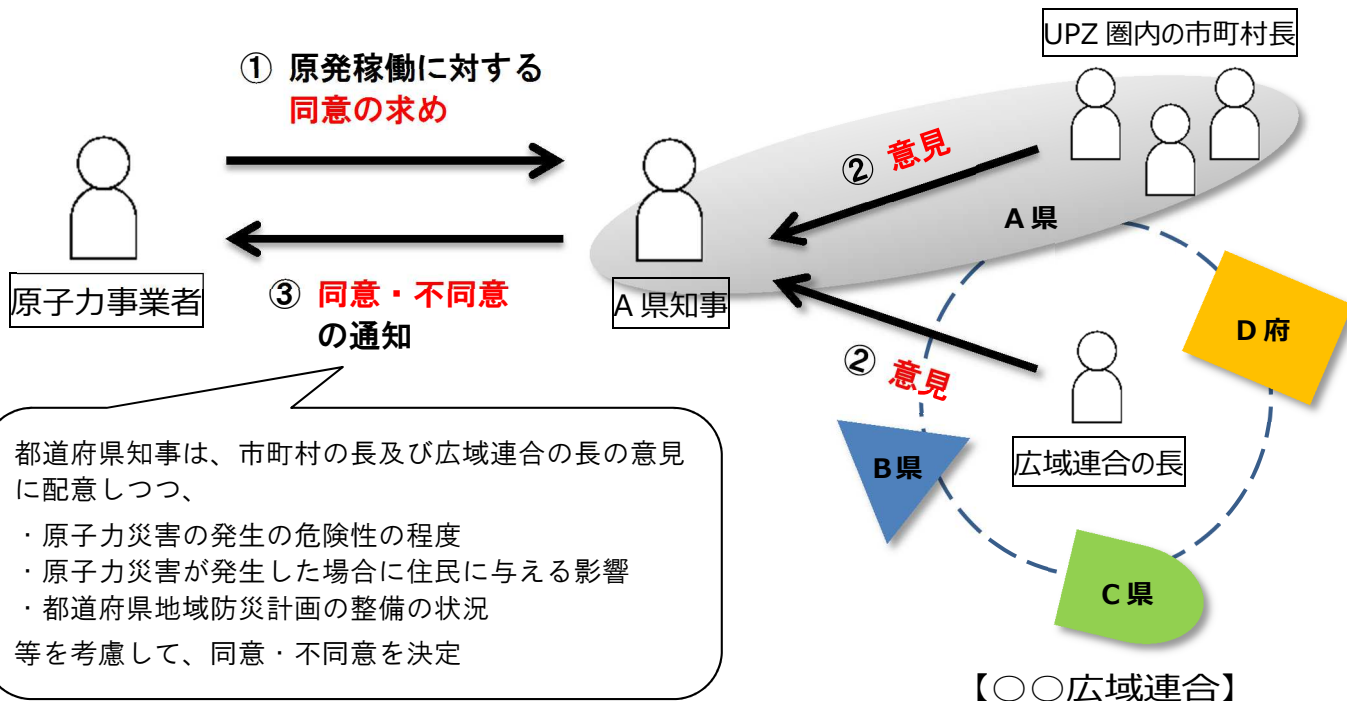
概要

- 1 原子力事業者は、原子炉の運転を開始し、又は再開しようとするときは、あらかじめ、当該原子炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）をその区域に含む都道府県の知事の同意を求めなければならないこと。

※ UPZ 圏内の都道府県（例）

- 川内原発・・・鹿児島県
- 高浜原発・・・福井県／京都府／滋賀県

- 2 1の都道府県の知事は、1による同意の求めについて同意又は不同意をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県に包括される市町村であって、UPZをその区域に含むものの長（当該都道府県の加入する広域連合であって、原子力災害対策に関する事務を処理するものがある場合にあっては、当該市町村の長及び広域連合の長）の意見を聴くものとする。
- 3 1の都道府県の知事は、2の市町村の長の意見に配慮しつつ、原子力災害の発生危険性の程度、原子力災害が発生した場合に住民に与える影響、原子力災害に関する都道府県地域防災計画の整備の状況等を考慮して、1による同意の求めについて同意又は不同意を決定すること。
- 4 1の都道府県の知事は、3による決定をしたときは、速やかにその旨及びその内容を1により同意を求めた原子力事業者に通知するものとする。



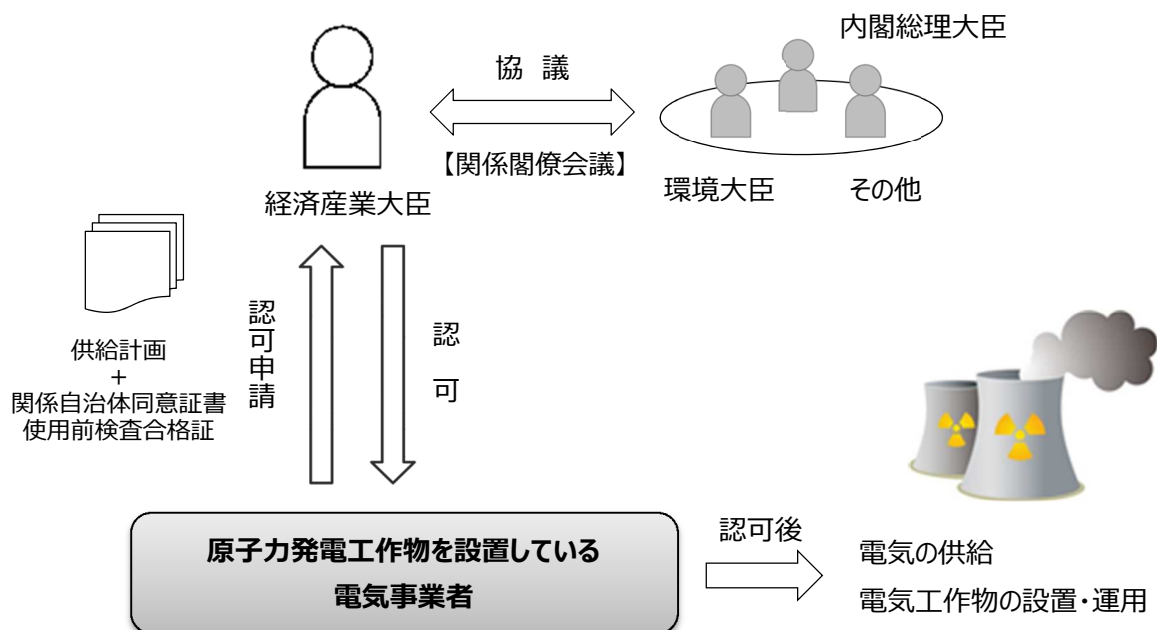
電気事業法の一部改正案の概要（④）

背景

- 1 原発稼働については、政府における政策判断としてどのように考えるのかが明確ではない。
- 2 原発稼働に対する政府の責任を明らかにするため、政府において原発稼働に係る最終的な判断を示す制度を構築する必要がある。

概要

- 1 原子力発電工作物を設置している電気事業者は、毎年度、供給計画（原子力発電工作物の名称、発電能力及び発電計画を含む。）を作成し、当該年度の開始前に、関係自治体の同意書及び使用前検査合格証を添付して、経済産業大臣の認可を申請し、その認可を受けなければならないこと。これを変更しようとするときも、同様とすること。
- 2 経済産業大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その他の政令で定める行政機関の長に協議しなければならないこと（関係閣僚会議）。
- 3 経済産業大臣は、供給計画がエネルギー基本計画に照らして適当であり、かつ、電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適当であると認めるときは、供給計画を認可するものとする。
- 4 1の電気事業者は、1による認可を受けなければ、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用をしてはならないこと。
- 5 エネルギー基本計画の記載事項に、「エネルギーの需給に関する長期的見通し」を追加すること。



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正案の概要（⑤）

背景

- 1 特定放射性廃棄物の最終処分施設建設地の選定に向けた手続が進んでいない中、原子力発電所の稼働が進められようとしている。
- 2 「原子力発電所があることによる電気の安定供給」という恩恵を受けている地域が、特定放射性廃棄物の最終処分について、責任をもって関与することが必要である。

概要

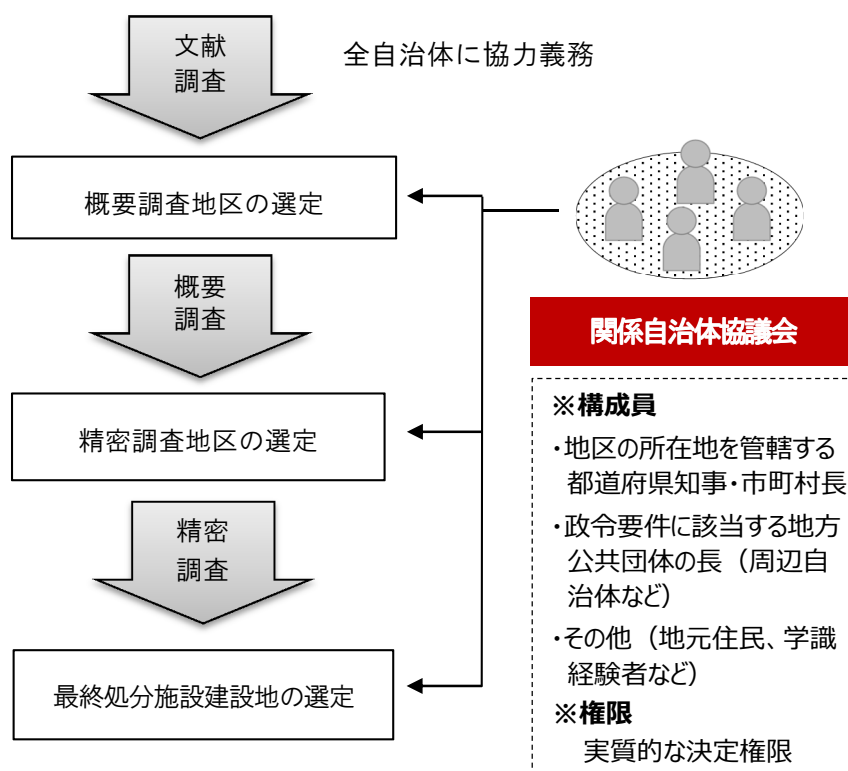
1 設置区域ごとの最終処分の実施等

- (1) 最終処分施設は、設置区域（一般電気事業者の供給区域を勘案して経済産業大臣が設定する区域）ごとに設置すること（設置区域間の地方公共団体の協議により、設置区域の合併可能）。
- (2) 原子炉の運転に伴って生じた使用済核燃料に係る特定放射性廃棄物は、その原子炉に係る設置区域内の最終処分施設で最終処分を行うこと。
- (3) 地方公共団体は、最終処分施設の周辺地域等の振興を図るために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする（電源立地地域対策交付金制度は廃止）。

2 地域の主体的関与

<設置区域単位で下記の手続が進行>

- ※ 複数地区での同時進行可
- ※ 一地区での手続が停止した場合、別地区で手続のやり直し



協議会の不同意・科学的判断により、設置区域内の全候補地に係る左記手続が停止した場合

設置区域に係る原発稼働不可

原発再稼働責任法案の全体像の概要

- 東京電力福島第一原発事故以降、原発をめぐる状況や原発の存在自体に対する国民の意識は、大きく変わりつつある。しかし、川内原発の例に見られるように、原発稼働に当たっての国・地方・事業者の役割、すなわち、誰が、どのような場合に、どこまでの責任を負うのかが依然として不透明なままであり、原発を稼働させるための体制や条件が整備されたとは言い難い。
- そこで、原発稼働に関し、国・地方・事業者の権限と責任を明確化するとともに、その決定プロセスを透明化する措置を講ずる必要がある。

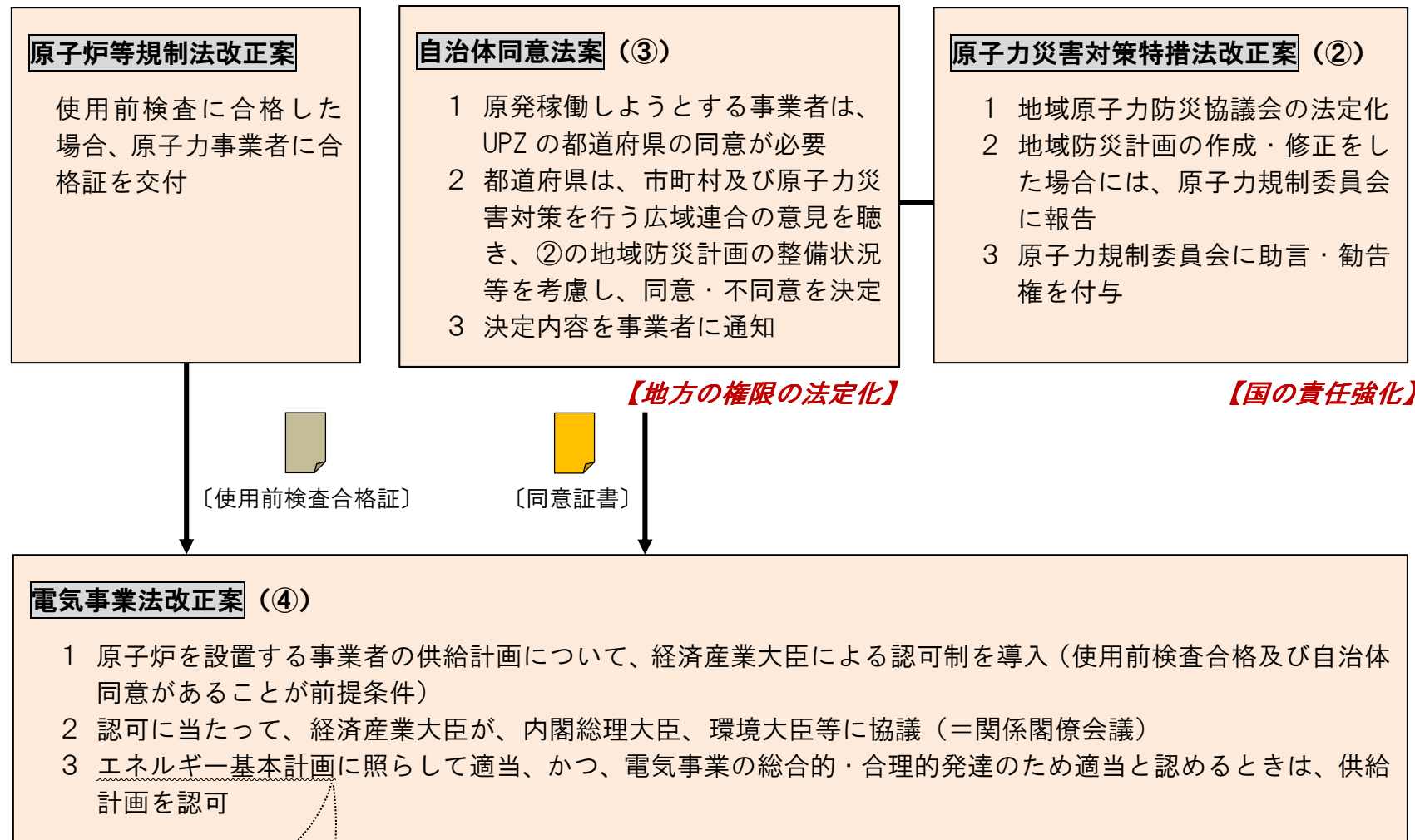
<原子力損害賠償制度の見直し>

- 原賠法改正案 (①)**

 - 1 事業者の有限賠償責任制度を導入
 - 2 賠償額が5兆円超の場合、その超える部分は国が負担
- 原賠機構法改正案 (①)**

返済が不要な資金援助制度を廃止
- 【国・事業者の責任分担】**

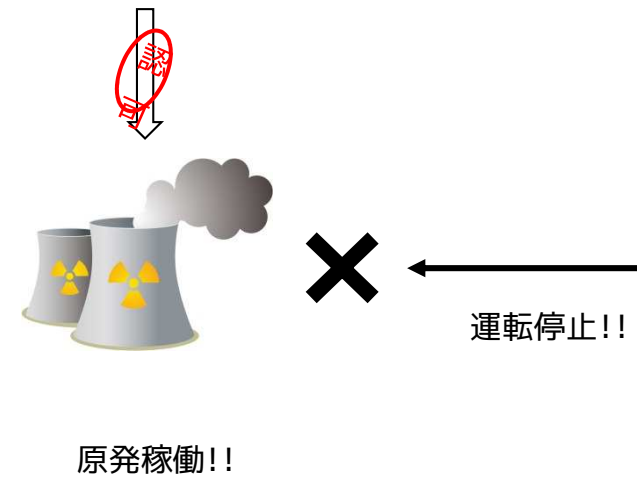
<原発稼働プロセスの見直し>



<最終処分プロセスの見直し>

- 最終処分法改正案 (⑤)**

 - 1 設置区域ごとに最終処分施設を設置し、最終処分を実施
 - 2 地方公共団体に文献調査への協力義務
 - 3 最終処分手続の進捗を、関係自治体から構成される協議会が実質決定
 - 4 設置区域内の全ての最終処分手続が停止した場合には、その設置区域に係る原発の運転は禁止
- 【地方の責任強化】**
- 〔設置区域内の全ての最終処分手続が停止した場合〕



- エネルギー政策基本法改正案**

エネルギー基本計画の記載事項に「エネルギーミックス」を追加
- 【国の責任の明確化】**